

## 大子町ふるさと農園に関する条例

平成19年9月18日

大子町条例第14号

### (目的)

第1条 この条例は、町への定住促進及び町有遊休地の利活用を図り、地域の活性化を推進するため町が設置する大子町ふるさと農園（以下「農園」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長期にわたり町内に居住するため町に住民登録を行い、かつ、生活の基盤が町内にあることをいう。
- (2) 二地域居住 町外に住所を有する者が、町内に定期的又は反復的に滞在し、かつ、町外の住居に加えた生活拠点を持つことをいう。

### (農園の名称及び位置)

第3条 農園の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名 称	位 置
山田ふるさと農園	大子町大字山田字未沢1197番地2

### (貸付けの公募)

第4条 町長は、農園の貸付けを受ける者を公募するものとする。

### (資格要件)

第5条 農園の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 農園に定住又は二地域居住を希望し、住宅を建築する者であること。
- (2) 貸付けを受ける前において町外に住所を有する者であること。
- (3) 貸付けを受ける前の居住地において市町村税その他の税金を滞納していないこと。
- (4) 住宅の建築工事は町内に事業所を有する建設業者において行うこと。
- (5) 建築する住宅が町規則で定める規格のいずれにも該当するものであること。

### (貸付けの申請)

第6条 農園の貸付けを受けようとする者は、町規則に定めるところにより、町長に申請

しなければならない。

2 農園の貸付けは、1世帯1区画とする。

(貸付けの決定及び契約の締結)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、農園の貸付けの可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により農園の貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）と1か月以内に農園の貸付けに関する使用貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(建築工事の完了)

第8条 借受者は、契約締結の日から1年以内に住宅の建築工事を完了させなければならない。ただし、特別の理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

(貸付料)

第9条 農園の貸付料は、無料とする。

(貸付期間)

第10条 農園の貸付期間は、契約締結の日から20年以内とする。

(禁止事項)

第11条 借受者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なく居住又は農作業に必要なもの以外の目的に使用する工作物を設置すること。
- (2) 許可なく農園若しくは住宅を転貸し、又は農園若しくは住宅に関する権利を第三者に譲渡すること。
- (3) 許可なく土地の形状を変更すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、居住環境に支障を来す行為をすること。

(貸付けの決定の取消し又は契約の解除)

第12条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による農園の貸付けの決定を取り消し、又は契約を解除して農園の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により農園の貸付けの決定を受けたとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

(農園の返還)

第13条 借受者は、前条の規定により農園の返還を命じられたとき、又は農園が不要になったときは、農園を原状に回復して町に返還しなければならない。

2 前項の場合において、住宅等の建物の撤去に要する費用については、借受者の負担とする。

(契約の更新又は農園の払下げ)

第14条 町長は、第10条に規定する貸付期間が経過し、かつ、借受者がこの条例及び使用貸借契約書の規定に違反していないときは、契約を更新し、又は農園を当該借受者に払い下げることができる。

(奨励金の交付)

第15条 町長は、農園に定住する借受者に対し、予算の範囲内で定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 奨励金の額は、住宅に課税される固定資産税相当額とする。

3 奨励金の交付期間は、住宅の建築により新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間とする。

(地位の承継)

第16条 町長は、相続その他の理由により借受者に変更が生じたときは、当該借受者の地位を承継する者（当該借受者の配偶者又は3親等以内の親族に限る。）に対して農園の貸付け又は奨励金の交付を引き続き行うことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。